

東京都献血推進協議会 血液製剤適正使用部会設置に関する細則

平成 15 年 10 月 24 日 15 健サ疾第 1262 号 医療サービス部長決定
平成 16 年 4 月 26 日 16 健サ疾第 3 号 医療サービス部長決定
最終決定 平成 18 年 12 月 12 日 18 福保保疾第 1405 号 保健政策部長決定

1 目的

血液製剤の適正使用について協議し、輸血療法の安全性の向上を図るため、東京都献血推進協議会設置要綱第 7 に基づき、東京都献血推進協議会（以下「協議会」という。）に血液製剤適正使用部会（以下「部会」という。）を置く。

2 協議事項

部会は、次の事項を協議し、協議会長に報告する。

- (1) 血液製剤の適正使用に関すること。
- (2) 輸血療法の安全性の向上に関すること。
- (3) その他血液事業に関する事項

3 委員及び専門委員

- (1) 部会の委員は、学識経験者等 10 名以内、東京都職員 3 名以内とし、協議会委員のうちから協議会長が指名する委員、及び協議会長が指名する者のうちから福祉保健局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- (2) 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- (3) 専門委員は、2 名以内とする。

4 部会長

部会に、部会長を置く。

- (1) 部会長は、東京都福祉保健局保健政策部長とする。
- (2) 部会長は、会務を総務する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代行する。

5 会議

部会の会議は原則として年 1 回とし、また必要に応じて随時開催することとし、部会長が招集する。

6 会議等の公開

- (1) 会議並びに会議に係る審議資料、議決事項及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。
- (2) 会議又は会議録を公開するときは、部会長は必要な条件を付することができる。

7 庶務

部会に関する庶務は、福祉保健局保健政策部において行う。

8 その他

- (1) 部会長は、部会の開催にあたって、必要に応じ、3 に掲げる者以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

附 則

この細則は、決定の日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 12 月 12 日から施行する。